

# 介護保険制度のお知らせ

介護保険は、高齢者自身や家族が抱える介護の不安・負担を社会全体で支え合う社会保険制度です。

問 長寿介護課 ☎443

## 介護サービスを利用するには

介護サービスの利用を希望する方は、長寿介護課へ申請してください。  
申請後、認定調査などが実施され、認定審査会において介護が必要な状態であるかどうか、また、介護が必要である

場合、どの程度の介護が必要であるかが決められます。介護保険サービスは、自宅に訪問するサービスや、施設を利用するサービス、施設に入所するサービスなどさまざまです。これらのサービスのうちから、利用者の希望に合うものを組み合わせ利用する

※40歳から64歳までの方は、「特定疾病が原因により介護や支援が必要な状態」である方が申請できます。特定疾病以外の疾病が原因である場合は、申請できません。なお、対象となる特定疾病は主治医に確認してください。

## 介護保険料の決まり方

65歳以上の方の介護保険料は、介護サービスの費用などから算出された基準額をもとに、本人と世帯員の住民税の課税状況や所得により、負担能力に応じて段階的に定めています。

## 申請から介護サービス利用までの流れ

### ① 申請

長寿介護課に申請してください。本人、家族が申請に来ることができない場合は、地域包括支援センター、ケアマネージャーなどに申請代行をお願いできます。

※認定の結果が出るまで、申請後1カ月ほどかかりますが、介護保険は申請日にさかのぼって適用されるので、介護サービスが必要になった時点での申請で間に合います。



### ② 審査・判定

市の要介護認定調査員の訪問調査、主治医意見書の結果をもとに、医療・保健・福祉の専門家による「認定審査会」が開催され、どのくらいの介護が必要かを示す、認定の区分が判定されます。

※「介護や支援が必要な状態」であることが認定されるポイントとなります。必要性がないと判断された方は、非該当と判定されます。



### ③ 結果通知

原則として、申請から30日以内に市から認定結果通知書と結果が記載された介護保険証が郵送されます。

※申請者の状況などによっては、30日以内に認定結果を発送できない場合があります。

要介護状態区分	要支援1	要支援1、2と認定された方は介護予防サービス(状態の改善と悪化の予防を目的としたヘルパー訪問などのサービス)を利用できます。
	要支援2	
	要介護1	要介護1~5と認定された方は介護サービスを利用できます。
	要介護2	
	要介護3	
	要介護4	
要介護5		
非該当	非該当の方は介護サービスの利用はできませんが、介護予防教室をご案内しています。	



### ④ ケアプラン作成

ケアプランとは、介護サービスの種類や内容を決めた計画書のことです。要介護1~5と認定された方は、指定居宅介護支援事業者一覧の中から事業者を選択し、ケアプラン作成を依頼します。

※指定居宅介護支援事業者一覧表は、申請時に窓口で配布しています。

要支援1・2と認定された方は、担当する地域包括支援センターから連絡がありますので、介護予防ケアプランの作成を依頼してください。



### ⑤ サービスを利用

サービスの内容が決まったら、事業者と利用契約をし、ケアプランに基づいてサービスを利用します。サービス利用者負担は原則として費用の1割です。

※介護保険では、要介護状態区分に応じて支給限度額が決められています。上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額が利用者負担となります。

## 介護マークを配布しています

認知症などの方の介護は介護していることがわかりにくいいため、誤解や偏見をもたれてしまうことがあります。

そこで、介護中であることを周囲の方に理解していただくために、介護マークを配布しています。

※介護マークは、首から下げるホルダーです。

- 対▼認知症高齢者を介護している方
- ▼要介護者などの介護をしている方

費無料

配布場所

- ・長寿介護課
- ・保健センター
- ・社会福祉協議会
- ・老人福祉センター(寿楽荘、すえひろ荘)
- ・地域包括支援センター(やしお苑、ケアセンター八潮、埼玉回生病院、やしお寿苑)



介護マーク

## 保険料一覧表

段階	対象者	保険料(年額)
第1段階	○生活保護を受給している方 ○世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方	27,100円 (基準額×0.5)
第2段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	27,100円 (基準額×0.5)
特例第3段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下で第2段階以外の方	35,200円 (基準額×0.65)
第3段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	40,600円 (基準額×0.75)
特例第4段階	○世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	49,300円 (基準額×0.91)
第4段階	○世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方(特例第4段階以外の方)	54,200円 (基準額)
第5段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	62,800円 (基準額×1.16)
第6段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	67,700円 (基準額×1.25)
第7段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の方	81,300円 (基準額×1.5)
第8段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	94,800円 (基準額×1.75)